

～家屋解体工事を依頼される皆さまへ～

延床 80 m²以上の解体工事には着工 7 日前までに建設リサイクル届が必要です。**届出を行う義務があるのは発注者です。**

解体工事等の許可、登録を持った業者と契約を行い、適正に届出を行ってください。

また、発注者は家具・家電等の残置物を解体工事前に責任をもって適正に処理してください。